

(情報提供内容)

○行政文書公開請求をいただきましたが、19 条 2 項を追加した経緯が分かる文書は作成をしておりませんので、「文書不存在」で回答させていただく予定です。

○19 条 2 項を追加した経緯としましては、パブリックコメント結果も含めて、条例内容の最終確認を行う中で、第 19 条の「勧告」について、勧告を行うべき市長が、何らかの理由をつけて、勧告を先延ばしにする場合も考えられることから、その場合の対応策として、「行わない理由を公表する」という内容を障害福祉部として追加しようということになりました。(議論の中で出た案であるため、検討経緯を記載した文書はありません。)

○市民へ「公表」という内容を追加することで、市民による監視作用や、あるいはそれによる自浄作用が働くことを期待しての変更です。より紛争解決の実効性を高めることが目的であり、「勧告を行う」ことが原則であることに変更はありません。